

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 主文

本件請求は、請求人の主張に理由がないので棄却する。

第2 監査請求

1 請求人

省略

2 請求書の提出年月日

令和8年4月15日

3 請求の内容

請求人提出の「和歌山県職員措置請求書」による請求の内容は、次のとおりである。（項目番号の表記を変更したほかは、原文のまま記載した。）

(1) 請求の趣旨

和歌山県立高校サイトのサーバ移行業務（以下「本件業務」）に関して、和歌山県教育委員会（以下「県教委」）および受託業者であるA社において、既存サイトの正規管理者（請求者）の権限を無断で変更・取得する等の行為が行われており、これらは不正アクセス行為の禁止等に関する法律および著作権法に抵触する重大な違法行為に該当する疑いが極めて高い。（当該事実については録音データ等の客観的証拠を保有している）（事実証明書1、2、3参照）

特に、受託業者による当該行為（データの無断操作・解析等）が同社の独断ではなく、県教委の許可または指示のもとで行われていたことが、令和7年11月19日の協議において確認されている（事実証明書1参照）。

さらに県教委は、これらの行為に関する通報を受けながら、必要な調査および客観的な検証を十分に行わないまま、令和8年3月31日に新サイトを公開した（事実証明書4参照）。

以上のとおり、本件業務は重大な法令違反の疑いを伴うものであり、このような業務に対して県が受託業者へ委託料（公金）を支出することは、地方自治法に基づく適正な財務会計行為とは認め難く、違法または著しく不当な公金支出に該当する疑いがある。

したがって、監査委員において本件事実を徹底的に調査の上、本件業務に係る一連の行為が県教委の関与のもとでどのように行われたのか、その手続および判断の適法性について厳格に検証されたい。

その結果、当該業務に係る公金支出の前提となる行政判断または手続に違法または著しく不当な点が認められる場合には、委託料の支払いの留保、または既に支払い済みである場合の返還請求を含め、法令に基づく必要な措置を講ずるよう求める。

また、本件に関与した県教委職員については、その職務執行の適法性および管理責任の有無を明確にし、必要に応じて適切な措置を講ずるよう求め

る。

なお、本件ウェブサイトは、各学校の教員が生徒・保護者等への情報発信や日常業務において活用している重要な教育インフラである。

したがって、本請求に基づく是正措置（違法状態の解消や契約の見直し等）を講ずるにあたっては、教育現場に混乱や不利益が生じないように、学校関係者への影響を最小限に留めるための十分な配慮および適切な業務継続措置の確保を併せて求める。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件は、和歌山県教育委員会教育政策課に関する通報事案について、同教育委員会総務課および県側担当弁護士が内部調査を実施した結果、「通報の事実は認められなかった」との判断が示されている事案である（事実証明書 5 参照）。

しかしながら、請求者はこれに反する客観的証拠（録音データ等）を保有しており、当該調査は当事者自身による内部的な確認にとどまっていることから、その公平性および客観性には重大な疑義がある。

請求者は本件について、県教委（総務課、教育政策課）に対し再三にわたり説明および是正を求めてきたが、回答の遅延および不応答が継続し、最終的には回答期限（令和 8 年 4 月 8 日 12 時）に対しても何らの回答がなされなかった（事実証明書 6 参照）。

また、本件には県側の顧問弁護士および総務部門が関与しているにもかかわらず、客観的証拠の十分な検証が行われていない疑いがあり、このような状況に照らせば、県庁内部における自浄作用および内部統制機能が適切に機能しているとはいえない。

したがって、県の内部機関である監査委員による通常の監査のみでは、公正かつ客観的な事実解明が十分に尽くされないおそれがある。

よって、地方自治法第 252 条の 43 第 1 項の規定に基づき、県組織から独立した外部監査人（弁護士等）による監査の実施を求める。

本件は重大な法令違反および公金支出の適法性に直結する事案であるため、形式的処理ではなく、実質的な事実認定に基づく厳正な監査を求める。

(3) 添付された事実証明書

- ア 【事実証明書 1】 令和 7 年 11 月 19 日の協議記録
- イ 【事実証明書 2】 弊社アカウントのパスワード比較
(パスワード改ざんの記録)
- ウ 【事実証明書 3】 県からのメール添付書類
(プラグイン・コード等の改変通知)
- エ 【事実証明書 4】 検証妨害・証拠保全拒絶の記録
(電子メール・同意書の写し)

オ 【事実証明書 5】 内部調査による「ゼロ回答」の記録

カ 【事実証明書 6】 説明責任の放棄・不作為の記録

(最終通告メール等の控え)

第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和8年4月28日に受理を決定した。

第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、県の内部機関である監査委員による通常の監査のみでは、公正かつ客観的な事実解明が十分に尽くされないおそれがあるとして監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、監査委員は、地方自治法第198条の3第1項において、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行わなければならないと規定されており、また、法制度上も普通地方公共団体の議会、長等他の機関から独立した行政機関として位置づけられていることなどから、監査の独立性は制度上担保されている。

そして、本件請求の判断に当たって検討すべき事項を考慮しても、監査委員による監査が困難な事案とも認められない。

よって、本件請求による監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、令和7年度和歌山県教育ネットワークシステム構築に係るクラウドサービス等調達業務に係る契約（以下「本件契約」という。）に基づく令和7年度の委託費の支出について、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和8年5月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第8項の規定に基づき、教育委員会事務局職員の立会いを認めた。

請求人から、新たな資料として「住民監査請求に係る補充書面および証拠資料」の提出があった。

(1) 陳述の主な内容

請求人が行った公文書開示請求について、住民監査請求書の提出後に県教委から回答があった結果、新たに判明した事実として、問題点が4つある。

まず、技術的に検証が可能であるにもかかわらず、その資料が存在せず、

調査内容が確認できない。

そして、県教委への質問に対して十分な説明が行われないうまま、新サイトの公開が進められた。

次に、開示された公文書は不自然な理由で黒塗りにされており、判断過程が検証不能なままである。

最後に、前提事実の確認が十分に確認できない状況下で、受託業者に対して適正な業務の遂行を認めて公金を支出することには、財務会計上重大な疑義がある。

(2) 請求人に対する質問

監査委員から請求人に対し、今回請求の事案において、和歌山県に発生する財産的な損害をどのように捉えられているかについて質問したところ、本件業務を行う過程において、違法又は不当な行為が行われた可能性がある中で公金を支出すること自体が不適切であり、そのことが和歌山県の財産的な損害であるとの回答であった。

4 監査委員監査の実施

教育委員会事務局に対し、令和8年5月19日に地方自治法第242条第5項の規定に基づく監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から、次の事項について確認した。

- (1) 本件契約は、和歌山県とA社との間で、令和7年4月1日に締結されていること。
- (2) 住民監査請求の対象となった業務は、契約書別添仕様書「7)教育 Web サーバ」における「クラウド化に合わせてCMSを利用可能なホームページ運用へ切り替えを行う」及び「WordPress 利用の学校もしくは施設については、WordPress へ移行すること」に基づき行われたものであること。
- (3) 業者に委託してWordPress を利用していた学校が、県立B校、県立C校を含め11校あったこと。
- (4) 県立B校及び県立C校は、D社にホームページの制作及び保守管理を委託する契約を締結していたこと。
- (5) 令和7年5月27日に、教育委員会事務局からWordPress 利用の学校に対して、県立学校のホームページをクラウド上に構築したWebサーバに集約した後も、引き続きWordPress で編集できるように設定するため、バックアップデータの提供等を依頼したこと。
- (6) 令和7年7月3日に、教育委員会事務局が、県立B校に、移行の事前検証のため、WordPress の本体ファイル・データベースの提供等を依頼したことを受けて、翌7月4日に、県立B校が、D社に、同趣旨の依頼を行い、同日、D社

から教育委員会事務局に対してデータの提供が行われたこと。

- (7) 令和7年7月9日に、A社が、本件契約に基づき、各学校が利用可能な共通のWordPressテンプレートを作成したこと。
- (8) 令和7年7月10日に、A社が、D社から提供されたデータを取得し、同日から作業を開始したこと。
- (9) 県立B校は、令和8年3月31日で、D社との委託契約を解除したこと。
- (10) 令和8年4月1日から公開されている県立B校のホームページは、A社が作成した共通のWordPressテンプレートを利用したものであること。
- (11) 県立C校とD社との委託契約は、令和8年4月1日以降も継続しているが、ホームページの移行は完了していること。
- (12) 県立B校、県立C校以外のWordPress利用学校のホームページの移行も完了していること。

2 監査対象機関の主張の要旨

教育委員会事務局の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

教育委員会事務局としては、新サーバへ移行後は、A社が保守運用を行う予定であったが、D社との間で認識の相違があり、D社はサーバ移行後も自社で運用を行うものと考えていたことが判明し、保守運用の方法について協議してきたが、合意には至らず、その結果、県立B校については、令和8年3月31日をもってD社との契約を終了し、県立C校は契約を継続することとなった。

サーバ移行業務については、D社に対し、サーバ移行の目的を明示したうえで、データの提供を受け、提供されたデータは教育委員会事務局が用意したサーバに移転して、そこでホームページが正常に動くかどうかの検証を行ったものである。あくまでもサーバ移行のために必要な作業を行ったものであり、著作物として認められる可能性のあるホームページのデザインやテーマ部分についても作業の中で変更を加えておらず、外部にも公開していないため、著作権法（昭和45年法律第48号）違反には当たらない。

また、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の対象は、「電気通信回線を通じて」、「電気通信回線を介して」と定義されており、移行作業において、電気通信回線を通じて又は介してデータベースにアクセスしたわけではないことから不正アクセスには当たらない。

提供されたデータは自由に編集可能な状態であり、移行作業に伴う設定変更等は想定の範囲内であるため、不正アクセスには当たらない。

和歌山県の委託業者であるA社が行ったサーバ移行作業は、和歌山県の組織の一部である学校の代わりに履行補助者として行った行為とみなされる。

よって、学校とD社間の契約において許諾された範囲内の行為であり、和歌山県及びA社が学校の代わりにサーバ移行作業を行っても著作権侵害には当たらない。

本事案について、和歌山県の顧問弁護士及び顧問弁護士から紹介を受けた著作

権問題に詳しい弁護士に相談し、不正アクセスにも著作権侵害にも当たらないとの見解を得ている。

また、県立B校の新サイト公開にあたり、データの流用があったとの主張については、A社が作成した共通のWordPressテンプレートを利用し、公開したものであること。A社が作成した共通のWordPressテンプレートは令和7年7月9日に完成しており、D社から提供されたデータを取得したのは翌7月10日であることから、流用の事実はなく、請求人の主張は当たらない。

新サイトの公開にあたり、ホームページの画面上にD社の著作物がないことを県立B校が確認を行っている。

本件契約の支出にあたっては、業務完了報告書の提出と確認、検査調書の作成等必要とされる手続を適正に実施したうえでやっている。

第7 監査委員の判断

1 判断基準

請求人は、本件契約の履行の過程において、教育委員会事務局及びA社が、不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び著作権法に抵触する違法行為を行っている疑いがあるので、委託料を支出することは、違法又は不当な公金の支出に該当する疑いがあると主張している。

もとより地方公共団体が違法又は不当な行為を行うことは許されるものではない。

しかしながら、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関等による違法又は不当な財務会計上の行為により当該地方公共団体に財産的損失を生じているか、又は将来生じるおそれのある場合において、当該行為の執行を未然に防止すること、又は当該行為を是正することを目的としてなされるものであり、地方公共団体のあらゆる違法又は不当な行為の是正を目的とするものではないと解されている。

地方公共団体が、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や著作権法に違反する行為を行ったとしても、これらの行為により、直ちに地方公共団体、ひいては広く住民に財産的損失を生じるわけではないので、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には当たらない。

一般的に、委託契約に基づく公金の支出が違法又は不当と判断されるのは、「支出の根拠となる契約自体が違法・無効である場合」や「委託業務が契約内容どおりに履行されていない場合」であることから、本件監査においても、この観点から監査を行った。

2 本件請求に係る支出の違法性・不当性について

まず、本件契約について、関係書類の調査や監査対象機関からの事情聴取の結果、入札手続や契約内容に、地方自治法及び地方財政法（昭和23年法律第109号）に抵触するような瑕疵は認められなかった。

次に、和歌山県（甲）とA社（乙）との間で締結された委託契約書を確認した

ところ、甲が契約を解除し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができるのは、乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したときなどに限られる（第12条）。

つまり、乙に契約違反等の行為がない限り、乙が契約内容を履行した場合には、甲は委託料を支払わなければならない。

一方で、委託契約書第19条は、「乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする」として、いわゆる「善良な管理者の注意義務」を定めており、A社が、その責めに帰する理由により善良な管理者の注意義務に反するような行為を行った場合には、第12条が適用されることとなる。

そこで、A社が行った業務内容に関して、関係書類の調査や監査対象機関からの事情聴取により次のことを確認した。

教育委員会事務局が、WordPress を利用していた学校に対してデータ提供を依頼した時点で、サーバ移行後は各学校のホームページの保守運用をA社に一元化する計画であることについての各学校への説明が十分ではなかったと思われる。

例えば、県立E校は、データ提供前に、サーバ移行後の運用について教育委員会事務局に問い合わせを行っており、教育委員会事務局からの説明を受けてデータの提供は行っていない。県立B校は、サーバ移行後の運用方法をD社に伝えないうままデータ提供を依頼し、D社はサーバ移行後も自社でホームページを運用する前提でデータを提供している。この認識の違いが、その後のA社が行った作業に対する請求人の不信感を生んだと考えられる。

しかしながら、A社は、教育委員会事務局からの指示に従い、サーバ移行後は自らが保守運用を行う前提でデータ移行作業を行っており、作業内容に、善良な管理者の注意義務に明らかに違反するような行為は認められなかった。

以上のように、本件契約について、契約書所定の手続に不備がなく、また委託業務も適正に履行されていることから、本件契約に係る支出は「違法若しくは不当な公金の支出」とは認められない。

よって、請求人の主張には理由がない。

第8 監査委員の意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

本請求事案の発端は、「第7 監査委員の判断」に記載のとおり、教育委員会事務局と各学校との間での意思疎通が十分でなかったことにある。

今後、本件業務のように学校が関連する事業を進めるに当たっては、教育委員会事務局が計画している事業内容を十分に学校に説明することが必要と考える。